

人材紹介基本契約書

大晃調剤有限会社（以下「甲」という）と、株式会社 goose up（以下「乙」という）とは、有料職業紹介事業に関し、次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。

尚、案件毎に対価の支払金額や支払条件などの変更がある場合においては、案件毎に甲と乙が締結した個別契約を優先するものとする。

第一条（業務内容）

甲は乙に対し、以下に定められた薬剤師の採用に関する業務(以下「本業務」という)を委託し、乙はこれを受託する。

- (1) 甲が採用を検討する候補者に関する情報提供
- (2) 甲及び候補者が同意した場合における面接の設定
- (3) 甲による採否の決定の候補者へ伝達
- (4) 甲が採用意向の場合、候補者の入社に関する可否を甲に連絡
- (5) 入社に関して甲及び候補者が同意した場合、入社日など入社に関わる事柄の調整

第二条（対価の支払い）

本業務の対価(以下「本対価」という)は成功報酬とする。甲は、本業務により乙から紹介された人材の採用を決定し、この者(以下「採用決定者」という)が甲に入社した時、乙に対し、当該採用決定者の理論年収（基本給、諸手当、賞与、残業代等を含む）の35%以内にあたる額（消費税別）を本対価として支払うものとする。

また、本業務によって紹介された日から1年以内において、応募者が甲に入社した場合は、本業務に該当するものとみなして、本対価が発生するものとする。

第三条（支払規定）

本対価は採用決定者の入社確認後、入社日から1週間以内に乙は請求をし、甲はその全額を現金振込にて支払うものとする。支払期日は、入社日から1ヶ月後までとし、当日が金融機関休業日の場合は、その翌営業日までとする。

第四条（採用決定者の退職）

採用決定者が入社日以降、3ヶ月未満で甲との雇用契約を終了したとき、乙は第二条に基づき支払われた本対価（消費税込）の内、次のとおり甲に返還するものとする。

1ヶ月未満で雇用契約を終了した場合・・・・・・・・・・80%

1ヶ月以上3ヶ月未満で雇用契約を終了した場合・・・50%

但し、会社都合による一方的な解雇の場合並びに甲の採用決定者の待遇及びその他の労働条件が、採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する退社の場合は、この限りではない。

第五条（契約期間）

本契約の契約期間は、契約締結日より1年間とする。但し、期間満了1ヶ月前までに甲・乙いずれか一方による解約の申し出がない場合には、さらに1年間本契約を更新するものとする。また以降も同様とする。

第六条（機密保持）

1. 甲及び乙は、本契約に関連して知り得た一切の秘密情報を機密とし、第三者に開示もしくは提供してはならない。尚、本契約が終了した後も同様とする。また、甲の業務遂行及び人材採用以外の目的に当該情報を利用してはならないものとする。甲または乙の情報漏洩により相手方が損害を被った場合は、相手方に対し損害賠償の責を負うものとする。
2. ただし、次の各号に該当する情報については機密保持義務の範囲外とする。
 - （1）受領時にすでに公知であったもの、又は受領者の責によらず公知になったもの
 - （2）開示を受ける以前に受領者がすでに保有していたもの
 - （3）第三者から機密保持義務を負わされることなく受け取ったもの
 - （4）受領者が独自に開発したもの

第七条（雇用契約の締結）

採用された者と甲は、本契約とは別に雇用契約を結ぶものとする。

第八条（甲の義務）

甲は、本契約の有効期間中及び本契約終了後も、乙に対して通知することなく、応募者と直接連絡を取り、又は応募者を採用してはならない。

第九条（損害賠償）

甲および乙は、本契約の違反、事故、その他自己の責めに帰すべき事由によって、相手方に損害を及ぼした場合には、相手方の被った直接かつ通常の損害について賠償するものとする。

第十条（中途解除）

(1) 甲及び乙は、本契約期間中であっても、3ヶ月前に相手方に書面で通知することにより本契約を解除することができる。

(2) 前項の場合、その履行部分については債権債務を含め業務が完了するまで本契約の効力は存続するものとする。

第十一条（反社会勢力の排除）

1. 甲および乙は、相手方が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者を以下「反社会的勢力」という）に該当し、又は、反社会的勢力と以下の各号のいずれかに該当する関係を有することが判明した場合には、何ら催告を要することなく直ちに本契約を解除することができる。

（1）反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき

（2）反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき

（3）反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき

（4）その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2. 甲および乙は、相手方が自ら又は第三者を利用して、以下の各号のいずれかに該当する行為をした場合には、何ら催告を要することなく直ちに本契約を解除することができる。

（1）暴力的な要求行為

（2）法的な責任を超えた不当な要求行為

（3）取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

（4）風説を流布し、偽計又は威力を用いて自己の信用を棄損し、又は自己の業務を妨害する行為

（5）その他前各号に準ずる行為

3. 甲又は乙が本条に基づき本契約を解除した場合、被解除当事者は何ら賠償を請求せず、また、解除当事者に生じた損害を賠償しなければならない。

第十二条（契約解除）

甲又は乙が、以下の各号のいずれかに該当したときには、相手方は催告及び自己の債務の履行の提供をしないで直ちに本契約の全部を解除することができる。なお、この場合でも損害賠償の請求を妨げない。

（1）本契約の内容に違反したとき

（2）監督官庁から営業停止又は営業免許もしくは営業登録の取消等の処分を受けたとき

（3）差押、仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売、租税滞納処分、その他これらに準じる手続きが開始されたとき

- (4) 破産、民事再生、会社更生又は特別清算の手続開始等の申立がなされたとき
- (5) 自ら振り出し又は引き受けた手形もしくは小切手が1回でも不渡りとなったとき、又は支払停止状態に至ったとき
- (6) 合併における消滅、資本の減少、営業の停止・変更又は解散決議がなされたとき
- (7) その他、支払能力の不安又は背信的行為の存在等、本契約を継続することが著しく困難な事情が生じたとき

第十三条（合意管轄）

本契約に関して紛争が生じた場合には、甲の住所地の管轄裁判所を第一審の合意管轄裁判所とする。

第十四条（協議）

本契約に関し疑義が生じた場合は、甲・乙双方で誠意を持って協議するものとする。

本契約を証するため本書2通を作成し、甲・乙各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 福岡市西区壱岐団地 136-7
 大晃調剤有限会社
 代表取締役 須賀原 輝和

乙 福岡県春日市須玖南 2 丁目 66
 株式会社 goose up
 代表取締役 菊地 将和